



都市防災

まちづくりの基本的方向

- 1 災害に強い都市構造の形成をめざします
- 2 安全に避難できるまちをめざします
- 3 地区コミュニティにおける災害に強いまちを育みます

1 災害に強い都市構造の形成をめざします

< 現状・課題 >

- ・第一京浜と産業道路の間には、木造密集市街地が多く分布するとともに、面的整備が行われな
いまま市街化が進んだ地区では、狭あい道路が多く分布しており、木造密集住宅市街地の改善
による不燃化の促進や狭あい道路の改善、公園・緑地等のオープンスペースの確保等による市
街地の安全性の向上が課題となっています。
- ・産業道路周辺の準工業地域は、工場と住宅との混在や密集もみられ、災害が発生した場合には、
被害が拡大する恐れがあります。
- ・臨海部の工業地域は、石油コンビナートや危険な物質を扱う工場が集積しており、震災時にお
ける火災発生や埋立地特有の液状化現象等が懸念されています。
- ・川崎区の多くは、多摩川の蛇行や州によってつくられた多摩川低地に市街地が広がっており、
大雨による浸水被害の発生や震災時における液状化現象が懸念されています。
- ・近年、都市化の進展による雨水浸透域の減少や集中豪雨の多発による浸水被害が増加していま
す。水害から生活環境を守るため、多摩川の治水対策と、総合的な雨水排水対策により、まち
の治水の安全性向上を図ることが必要です。
- ・台風による高潮から浸水被害を防ぐために、防潮堤が必要です。

(1) 震災に配慮した土地利用の推進

防火地域の拡充

- ・災害時における避難路として重要な幹線道路の機能の確保や都市の不燃化の促進等、都市の防災
性向上を図るため、防火地域、準防火地域の指定拡大を検討します。

オープンスペースの確保

< 公園・緑地の確保 >

- ・公園・緑地は、憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場であるとともに、震災時には、
避難場所や避難路、延焼防止のオープンスペースとして機能し、また、給水車等の緊急車両の配

置、救急医療などの救援活動や物資集積等の拠点としても重要な役割を果たすことから、既存公園の整備・拡充に努めます。

- ・国の「基幹的広域防災拠点」として、広域的な防災拠点機能を持つ、親水性豊かな緑地として、東扇島東緑地の整備を進めます。

<工場等跡地の防災的利用>

- ・大規模な工場や事業所等の土地利用転換に際して、避難地や防災空間の確保等、地域の防災課題を解決する視点から土地利用を適切に誘導します。特に、工業地帯と既成市街地の間は、環境改善や防災性の向上に資するため緩衝帯機能を高めるために、大規模な土地利用転換にあわせて、緑地やオープンスペース等の防災空間の確保を誘導します。

緑化の推進

- ・幹線道路等における植樹帯や街路樹などの樹木は、火災の延焼を防止し、家屋倒壊の際には被害の拡大を抑止するなど、優れた防災機能を有しています。そのため、幹線道路における街路樹やグリーンベルトの植栽、学校・庁舎など公共公益施設の緑化を推進するとともに、市民や企業が主体となる事業所緑化、生垣緑化、駐車場緑化など民有地の緑化を支援します。特に、避難所や避難路では耐火性に優れた樹木を植栽するなど、防災に資する緑のネットワークの形成に努めます。

臨海部の安全性向上

- ・臨海部の石油コンビナート地域には、危険物・高圧ガス施設等が集中的に存在し、大規模地震が発生した場合には、火災の発生が予想され、周囲へ被害が波及する恐れがあることから、土地利用転換に際して緑地及び不燃化施設の立地を促進する等、立地企業と協力して災害に強い都市づくりに努めます。

(2) 震災に強い市街地の形成

拠点地区の整備

- ・川崎駅周辺地区では、交通広場等の都市基盤の整備を進めるとともに、再開発等の促進や地区計画等による土地利用の適切な誘導により、災害に強い都市づくりをめざします。

既成市街地の災害予防対策

- ・小田2・3丁目、小田栄1丁目、浅田3丁目の緊急に改善すべき密集住宅市街地では、防災性の向上に向けて、老朽建築物等の建て替えの促進や地区改善の手法等の検討を住民と協働して取り組みます。
- ・密集住宅市街地等においては、接道要件を満たさない敷地が存在していること等により、建て替え等の更新が進まず、住環境の改善が難しい状況にあるため、連担建築物設計制度等の活用などを検討し、住環境の改善に努めます。
- ・密集住宅市街地と類似の課題を抱えている地区では、住民主体による住環境改善の取組等、地区のまちづくり活動を支援します。

建築物の耐震・不燃化の促進

<一般建築物の耐震性の促進>

- ・災害に強い安全なまちづくりを進めるために、木造老朽住宅の割合が高い密集住宅市街地などを、耐震改修を推進する地域として設定し、当該地域において、木造住宅耐震改修助成制度の活用に

よる地域の防災性の向上に向けた取組を促進します。

< 重要建築物及び特定建築物の安全対策 >

- ・地震発災時における情報拠点、応急復旧活動の中核拠点、医療救護拠点、避難収容拠点等となる公共建築物は、建築物耐震診断基準に基づき、十分な耐震性を有していないと判断された場合は、耐震補強工事等の必要な措置を講じ、耐震化に努めます。
- ・高層ビル、地下街、ターミナル駅の安全確保対策を検討し、建築物所有者に対して安全対策を促進します。

(3) 風水害に強い都市環境づくり

河川の整備

- ・多摩川沿いの地域の治水安全性を高め、流域の市街地の良好な住環境を形成するために、国による高規格堤防（スーパー堤防）整備事業と連携し、多摩川の自然資産を活用した市街地と河川敷が一体利用できる空間形成をめざします。
- ・多摩川の洪水や地震時における活動拠点として、国による大師河原河川防災ステーションの整備と連携して、水防センターの設置を進めます。

市街地の浸水対策

- ・総合的治水対策として、雨水の流出量を抑制し、地域の浸水安全度を向上させるため、学校や公園などの公共施設における雨水流出抑制施設の設置を進めるとともに、一定規模以上の開発行為や建築行為の際には、雨水貯留浸透施設設置の指導により、降雨時に雨水が一気に下水、河川に流出しないよう、雨水流出抑制を促進します。
- ・都市部における緊急的な浸水対策として、浸水対策施設、雨水幹線などの整備を推進し、都市型水害の防止に努めます。
- ・集中豪雨時における浸水被害を防ぐため、雨水を一時的にためて時間差排水する雨水貯留管の整備を進めます。

港湾施設の整備

- ・台風によって引き起こされる高潮等の被害を軽減するために、内陸続きの海岸線に整備された防潮堤などの港湾施設は、港湾管理者の施設と民間企業の施設が一体となって機能していることから、この機能の保守や災害発生時の対策について、市と事業所が一体となった取組を進めます。
- ・災害時に避難、応急復旧の物資搬入の基地とするため、耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、震災後における広域的な物流活動を確保し、背後地域の経済活動を支えるために、コンテナ岸壁の耐震化を進めます。

(4) 都市施設の防災性向上

- ・発災時における救出・救助・消火活動及び被災者の生活を確保するため、緊急車両及びこの活動を支援する車両のみの通行に限定される緊急活動道路を選定し、優先的に道路施設の安全対策に努めます。
- ・路線の重要度を総合的に考慮して耐震補強を推進し被害の軽減に努めるとともに、電線類の地中化や上下水道等の整備を進め、災害に強いライフラインの形成に努めます。
- ・緊急活動道路に指定された路線等における橋りょうの耐震対策を進めます。

2 安全に避難できるまちをめざします

(1) 地域防災拠点の整備

- ・市立中学校及び南部防災センターを地域防災拠点として位置づけ、耐震強化・補強工事を進めるとともに、避難収容機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能、情報収集伝達機能の整備を図ります。

(2) 消防署の整備

- ・各消防署を災害発生時の活動拠点として、耐震強化・補強工事を進めるとともに、消火・救助活動機能、応急医療救護機能、情報収集伝達機能の整備を推進します。

(3) 避難対策の確立

- ・被災者が避難し、一時生活を確保できる施設として市立の小・中学校、高等学校、及び南部防災センターを指定しています。また、広域にわたって大きな被害が予測される場合に避難する場所として、大規模な公園・緑地、グラウンド等を広域避難場所に指定しています。避難所の耐震化など、安全に避難できる場所の確保に努めます。

）川崎区内の広域避難場所

- ・多摩川河川敷、川崎競馬場、川崎競輪場、川崎球場、富士見公園、大師公園、小田公園、

(4) 避難路の安全性の確保

避難路のネットワーク

- ・地域防災拠点や避難所等への安全な避難路のネットワークを確保していくために、幹線道路沿道市街地の不燃化の促進や緑道の活用を検討するとともに、生活道路の安全性の点検などの住民の発意による主体的な防災まちづくり活動を支援します。

ブロック塀等の転倒防止

- ・ブロック塀等の倒壊を防止するために、教育施設等の公共施設については、既存のブロック塀の補強やフェンス化等の改善に努めます。また、民間建築物のブロック塀についても、倒壊の恐れのあるものについては改善の指導等に努め、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、生け垣化を促進します。

落下物防止対策

- ・地震時における建築物の窓ガラスや屋外広告物、看板等の落下による危険を防止するために、一般建築物については、落下の恐れのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導します。また、公共建築物については、建築物の窓ガラス、外壁、看板等についての落下防止対策に努めます。

3 地域コミュニティによる災害に強いまちを育みます

- ・災害に強いまちを形成するために、町内会・自治会や自主防災組織と連携して、地区の安全性について点検するなど、住民の発意による主体的な防災まちづくり活動を支援します。